

【許可使用について】

無制限に自由な利用や独占利用が行われると、公園管理上支障を及ぼすこととなり秩序維持ができなくなるおそれがあることから、公園の利用内容に一定の制限を設けています。

【許可が必要な行為】

1. はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。(→ 管理事務所にご相談ください)
2. 業としてロケーション又は写真撮影をすること。(→ 写真撮影の申請)
3. 集会、展示会、その他これらに類する催しのために府営箕面公園の全部又は一部を使用すること。
(→催しの申請)

※出典:大阪府都市公園条例 [第四条\(行為の許可\)](#)

【写真撮影の行為許可申請】

・業としてのロケーション又は写真撮影

(例: 結婚式や七五三等の前撮り、記念撮影等、撮影者が費用をとって行うもの)

・営利を目的とした写真撮影・映画・テレビなどの野外撮影やロケーション(一般利用を排除しない場合)

(例: 企業や個人の販促、プロモーション用撮影、テレビ番組ロケ、収益化の伴う YouTube 撮影等)

※内容の審査において、内容が公園管理上、好ましくないものは、内容を変更して頂く場合がございます。

※一般利用を阻害する場合や、営利目的の撮影会などは、催しとしての行為許可の申請が必要です。

【催しの行為許可申請】

園路や広場や施設を、下記行為でご利用される場合は行為許可の申請が必要です。

ア) 物品の販売又はその他の営利行為を伴うもの

- ① マルシェ等のイベント会場内等での物販
- ② コスプレ撮影会等

イ) 営利行為を伴わないもの

- ① 音楽ライブ等
- ② ウォークラリー、クイズラリー、オリエンテーリング大会、等
- ② 観察会・写生会
- ③ 稽古・訓練・講習会
- ④ 調査・研究
- ⑤ その他、これらと同等の催し

※催しについては、規模の大小を問わず、許可申請の対象となります。

(例: 数人での絵画の展示やスポーツ等の講習会等)

※仮設工作物(テント、ステージ、看板等)を設置する場合は「都市公園占用許可申請」の申請も必要です。

※学校等の校外学習遠足等の公園施設見学(昼食等を含む。)は、一般使用(自由使用)に当たるものであり、当該「催し」に類するものではありませんが、学校単位等として、特定の場所をある一定の時間(100名以上かつ2時間以上)においてレクリエーション等(催し)を行う場合は、行為許可が必要です。

※行政による公共目的の利用、学校による授業の一環としての利用など、使用料の減額・免除を申請する場合は、
使用料減額・免除申請書の提出が必要です。 → 管理事務所へお問合せください。